

常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和5年12月8日(金) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名

1 番	村 上 祥 平 君	2 番	虫 明 弘 雄 君
3 番	長 沢 正 君	4 番	佐 藤 周 君
5 番	杉 本 一 彦 君	6 番	四 宮 和 彦 君
7 番	田久保 眞 紀 君		

○出席議員 10名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	犬 飼 このり 君	〃	重 岡 秀 子 君
〃	河 島 紀美恵 君	〃	杉 本 憲 也 君
〃	鈴 木 絢 子 君	〃	竹 本 力 哉 君
〃	篠 原 峰 子 君	〃	井 戸 清 司 君

○説明のため出席した者 29名

副 市 長	中 村 一 人 君
〃	岸 弘 美 君
企 画 部 長	西 川 豪 紀 君
企 画 部 企 画 課 長	菊 地 貴 臣 君
同 秘 書 広 報 課 長	山 下 明 子 君
同 職 員 課 長	小 澤 剛 君
同 デジタル政策課長	小 林 和 昭 君
理 事	杉 山 貴 光 君
危機管理部長兼危機管理監	稲 葉 祐 人 君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉 崎 恭 之 君
総 務 部 長	木 村 光 男 君
総務部次長兼課税課長	小 川 直 克 君
同 庶 務 課 長	鈴 木 康 之 君
同 財 政 課 長	肥 田 光 弘 君
同 資 産 経 営 課 長	久 津 間 知 治 君
同 収 納 課 長	渡 辺 拓 哉 君

市 民 部 長	萩 原 智世子 君
市民部市民課長	大 川 雄 司 君
同 環 境 課 長	佐 藤 文 彦 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部健康推進課長	大 川 貴 生 君
観 光 経 済 部 長	小 川 真 弘 君
建 設 部 長	近 持 剛 史 君
建設部次長兼建設課長	高 田 郁 雄 君
会計管理者兼会計課長	稲 葉 育 子 君
上 下 水 道 部 長	稲 葉 信 洋 君
教育委員会事務局教育部長	浜 野 義 則 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉 山 宏 生 君
監 査 委 員 事 務 局 長	福 田 由 里 亜 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 岡 勝	局長補佐 中 井 智 実
係 長 福 王 雅 士	

○会議に付した事件

- 1 市議第17号 伊東市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 市議第18号 伊東市一般職の職員の給与に関する条例及び伊東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例
- 3 市議第20号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 4 市議第38号 令和5年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 市議第39号 令和5年度伊東市霊園事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 市議第41号 令和5年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 7 市議第36号 令和5年度伊東市一般会計補正予算（第4号）所管部分

○会議の経過概要

○委員長（佐藤 周君）開会する。

○委員長（佐藤 周君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）異議なしと認め、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第1、市議第17号 伊東市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（杉本一彦君）本会議でも少し答弁いただいているが、今回の改定により、市長の年収は具体的にどの程度上がるのか。

○職員課長（小澤 剛君）年間なので来年度となるが、今回の改定で年額ベースで、給料1,026万円、期末手当359万5,275円、合計1,385万5,275円となる。

○5番（杉本一彦君）特別職報酬等審議会からの答申で、今回は市長の給与改定が示されたわけであるが、今後、副市長、教育長の給与改定は考えているのか。

○職員課長（小澤 剛君）特別職給与の改定は、2年に1度開催する報酬審の答申を踏まえて行う。今回の改定は、令和4年度に行った報酬審の答申を踏まえたものなので、次回は来年度の開催予定である。

○5番（杉本一彦君）本会議でこのような給料額を決めていくに当たり、県内23市や類似団体の首長の給与等を参考にしたとの話である。私は今回の改定、市長の給与を上げることが悪いと言っているわけではなく、上げるタイミングは市民との信頼関係を保つために非常に重要と考える。本来であれば、首長の給与は全国的に捉えるべきではないか。全国レベルでの首長の平均給与は捉えているか。

○職員課長（小澤 剛君）同規模形態の都市と比較しているので、全国的な平均は捉えていないが、類似団体の首長の給与の平均は85万7,364円なので、その辺が今回の改定の基となっている。

○5番（杉本一彦君）類似団体の状況を調べることは必要なことと思うが、これだけのことをこのタイミングでするので、その調査方法はいろいろあると思うし、その辺は捉えてほしい。先ほど市民との信頼を保つためと話したが、今回の給与改定で市長の年収は約1,385万円となる。今現在の本市市民の平均所得はどの程度か、分かるか。

○職員課長（小澤 剛君）その辺は捉えていない。

○5番（杉本一彦君）市民と自治体トップの給与を同じ水準にしろとかいう話ではないが、その点も含め、こういったことを全て答弁できるような状況を踏まえて上げる等、説得できるものがないと違和感を覚える。参考までに、都道府県知事も含め、全国1,788自治体の首長の2021年平均給料を調べたところ、本市市長の給与83万5,000円は644位と上から3分の1程度の順位であった。本市市民の平均所得のランキングは、1,740自治体中、1,

204位、277万4,000円であった。平均の数字等ではないが、これだけ自治体格差が出ているのは事実であるし、本市職員の平均給料は、全国1,740自治体中、660位と市長とほぼ同程度である。物価高騰により市民生活は非常に厳しく、全国的にも国民の賃金は追いついていない。その認識は市長自身もよく分かっていると思うし、市長が臨席していれば直接考えを聞くこともできるが、残念ながらそれはできない。これは国会でも、岸田総理がこのタイミングで年額46万円上げ、各閣僚が32万円上げる旨、非常に話題となり、議論されていたが、その場において岸田総理は、国民からの信頼を得るため、上げる際に、自ら給与の3割、閣僚も2割を国庫に返納する意思を示され、議論はある意味収束したかに見える。私は、市長にこういうタイミングだから身を切れと言っているわけではない。別に85万5,000円で構わないが、このタイミングで上げるのはどうかと思う。本議案をこのタイミングで上程するに当たり、市長は今回の改定についてどう考え、市民にどう理解を求めているのか。副市長がいるので、市長の考えを代弁願いたい。

- 副市長（中村一人君）本件について市長と話した者として、その思いを私なりに話したい。報酬審は令和4年度に行われたので、通常であれば令和5年度の当初から引き上げるのがノーマルだと思うが、その時点の経済状況等を踏まえ、上げるタイミングではないとの思いを持ったものと思う。ただ、これからも報酬審は2年に1回開催するので、ある程度短期間で答申を最大限尊重した対応が必要だろうとの思いも持っていたと思う。その中で、議員は新たな任期から、市長自身は、その時点では人事院勧告がどうなるかは分からなかったが、職員の給料が上がるときに一緒に上げようとの思いを持っていたと思う。答申でも経済状況を踏まえたタイミングでの改定が望ましいとの意見もあるので、議員の言うとおりに、物価高騰が引き続き中、まだ早いのではないかとの意見は市長も当然持っていたと思うが、少なからず景気回復の方向性も見えているので、このタイミングとなったものと理解している。市長自身、非常に心苦しく思いながらも、今後の対応も含め、この時期が最適との判断に至ったと理解する。
- 5番（杉本一彦君）市民は物価高騰で苦しんでいる。この後の一般職の給与改定等は、職員自身も生活を抱える中、賃金を上げていくことは理解するが、その次は市民の所得を捉えながら上げてほしい。議員報酬の話も出たが、市長は政治に関わるトップである。トップは今ではないだろうとの感想を私は持つが、その点も踏まえ、今後は検討願いたい。
- 6番（四宮和彦君）中村副市長の答弁で、タイミングについてはある程度説明があったが、その中身は、令和4年10月5日付の特別職報酬等審議会の答申内容を踏まえた、そのままの内容となっている。その点では答申内容は妥当との判断の下に上げたものと思う。そうだとすれば、議員報酬は3月定例会で条例改正案が出ている。先ほど3月に上程してもよかったとの話もあったし、議員報酬の引上げは改選後の10月1日からとなり、今回の市長給与の月額改定

は市議会議員報酬の改定の議決から約9か月遅れている。何かしらの模様眺めでもしていたのではないかとの気がしないでもない。なぜ3月時点では上程しなかったのか。

- 職員課長（小澤 剛君）報酬審答申では2万円増とあり、改正時期は市内経済状況を勘案した中でのタイミングを図るようにとのものだったので、3月からこのタイミングまで、市内経済の動向も注視しながら、議員報酬を上げた10月の次のタイミングである12月議会に上程したものである。市内経済が多少上向きになっていることも勘案した結果、このタイミングで上程した。
- 6番（四宮和彦君）市内経済状況が上向きとなっているとの判断はいかがなものか。一方では、キャッシュレス決済ポイント還元、いとうスペシャル商品券も含め、いろいろな給付事業をやっているのは、要は物価高騰であり、所得水準の低さから、消費喚起、産業振興をしなければいけないからである。経済状況が駄目駄目だからやっている対策なのではないか。では、今現在、経済状況が上向きになってきているとの判断は何に基づいているのか。
- 企画部長（西川豪紀君）議員の言うように市民生活が厳しい状況が続いていることは認識しているが、何をもって市内経済が上向いているかといえば、その判断材料は、伊東商工会議所が出している令和5年1月から6月までの経済指標という統計冊子である。その令和5年1月から6月までの6か月間を見たところ、来遊客数、宿泊客数ともに前年同月を上回っている。さらにはインバウンドも増加していることから、コロナ禍から回復基調にあるものと判断した。観光施設においても、伊東マリンタウン、大室山リフト、伊豆シャボテン動物公園等、軒並み前年同月を上回る入場者数となっており、JR伊東駅の降客数も増加している状況が見えることから、市内経済状況は回復傾向にあると判断したものである。
- 6番（四宮和彦君）そういうことに配慮した旨の説明だとは思いますが、私も市長の給料を上げるなどと言うつもりはないし、上げるのは大いに結構である。類似団体比較を見ても本市は長年若干低めに抑えてきているし、それを適正な水準に戻そうとする判断は妥当と思うが、市民から市長は物すごく頑張っているとの声は一切聞かれず、どちらかといえば批判的な声が多い。ならば、給料に見合った分の仕事をしようとする覚悟を市長から述べるべきと思う。しかし、市長自身は、議場では本件に関してほとんど語っていない。その辺から市民には受け止めづらい部分になるのではないか。

一方、議員報酬は一切の配慮なく、答申どおり即3月に上程され、私どもはいろいろと市民の批判にさらされた。その辺も見極めた上で、市長の報酬は上げようとしたのではないか。我々市議会議員の報酬は観測気球的に先に上げたのではないか。
- 職員課長（小澤 剛君）特にそのようなことは考えていない。市民の代表である市議会議員の報酬から上げさせていただき、それを踏まえ、市長の給与改定の上程を考えただけである。

- **6番**（四宮和彦君）議決されれば当然広報等に掲載されるので、その際、答申内容も含め、市民に、いかに合理的なものなのか、正当なものなのかの説明、広報ができるような体制は取っていただきたい。
- **1番**（村上祥平君）先ほど四宮委員からあったように、平均的な部分から本市市長の給与は低いようであるが、県内では何番目ぐらいなのか。
- **職員課長**（小澤 剛君）県内23市中、本市は16番目である。県内平均は89万3,782円である。
- **1番**（村上祥平君）先ほども給料を改定することについては反対ではないと委員の方がおっしゃっていたと思うが、やはり平均より低い部分をずっと続けてきたわけであって、ここから先、先ほど企画部長からもあったが、JRの利用者数、また、市内施設の利用者数も上向きという部分が見えていて、そういった部分では今後も税収は多く見込めるということによいか。
- **総務部次長兼課税課長**（小川直克君）税収が多くなるかという話に答えるが、ただいま新年度予算で歳入の見込みを立てている。その中で、今、企画部長から答弁があったが、当然ながら市内経済の状況を勘案した上で、そこら辺を積算する。
- **1番**（村上祥平君）やはり施設の利用だったり、先日も新聞の中で競輪も売上げが好調であったという部分もあるので、僕自身も上げることには反対ではないが、ここで上げることで、市長が今後リーダー性をしっかりと持ってやっていただくというのは僕らも今度強く訴えていけることができるかなと思う。そういう部分では、しっかり市長にやっていただくような意味で今回上げるのは妥当ではないのかと思っている。
- **7番**（田久保眞紀君）経済状況を踏まえたということについてももう少し詳しく聞かせていただく。前年との比較ということで数字を出していただいたが、コロナ前からの回復基調、平成30年前から比べて、現在の商工業など経済状況はどれぐらいの回復率を示しているのか。
- **総務部次長兼課税課長**（小川直克君）全般のところではないが、入湯税の回復具合であるが、令和5年度に関して言うと、コロナ前の平成31年度、令和元年度と比べて約9割弱ぐらいの回復具合と確認している。
- **7番**（田久保眞紀君）コロナ前の水準まではまだ至っていないという認識によいか。そうなる、経済状況を踏まえた判断する場合、これは何かのときも申し上げたと思うが、コロナ禍の場合、前年と比較するというのは、実体経済においてはあまり意味がないと思う。類似の団体も、市長の給料の比較に対しては類似団体との比較があるが、観光商工業を基幹とする本市においては、コロナ前の水準を既に大きく上回る観光商工業の伸びを示している類似団体もあるわけで、そこについて、現在9割までしか回復していない現状を踏まえても、好景気の兆しがあると判断されたのかどうか。そこについてお聞かせ願いたい。

- 企画部長**（西川豪紀君）先ほど答弁したとおり、令和4年の同月、いわゆる1月から6月と比較した場合の経済指標の答弁をさせていただいた。その段階では前年を上回る数値、今申し述べたとおりの回復傾向な数字が出ているということである。確かにコロナ禍前ということであると、そこまでは回復していないと認識しているが、ただ、回復傾向にあるということでの判断をしているところである。
- 7番**（田久保眞紀君）要するに好景気の兆しがあるというのは、あくまでも我が国のマクロ経済における全体の景気に対しては、確かに好景気というのは示している。詳しい話は割愛するが、市民が感じている市内の実体経済に対して市民がどういう評価をしているかというのは、これは本市の税収も独特のものがあるので、そこでの乖離がある。市民が感じている経済と、私たちのほうで常にこういうときに出る好景気の兆しというものに対しては乖離がある。そこを納得させるためには、やはりコロナ前の水準に対してどれぐらい戻っているのか。ほかのところを見たときには、既にコロナ前の水準を大きく上回っている。要するにインバウンドの来遊客数が大きく上回っているところもある中で、本市の状況が9割に満たないということに対して、それを踏まえて好景気の兆しがあると市民に説明して市長の給料の引上げをするというのは大変苦しい部分があるのではないかと思う。今日は市長がいらっしゃっていない。先ほど来、ほかの議員からもあるが、その辺は市民に対してどのように示していくのかについてお考えをお聞かせいただきたい。
- 職員課長**（小澤 剛君）上げる基準が、景気がコロナ前に回復するという論点であるならば、そういう形になると思うが、報酬審の中では、景気回復に向けて、いろいろ市長の判断により施策をやってきたという評価も出た上で頑張っているという評価の中で上げてもいいのではないかという考えの下、報酬審としては答申を出しているので、景気が完全に回復することがイコール条件ではない。その辺も含めて総合的に報酬審で判断していただいた部分があるので、その辺を考慮していただきたい。
- 7番**（田久保眞紀君）確認になるが、答申の中では経済状況を踏まえてタイミングを見るようになっていたと認識している。3月の定例会で議員の報酬引上げがあったときも私は同じようなことを申し上げたと思うが、経済状況を踏まえた上で今であると判断したと取ってよいか。
- 職員課長**（小澤 剛君）そのような判断の下、上程させていただいているところである。
- 1番**（村上祥平君）ちょっと確認したいが、コロナ禍前というのは、2019年と比べてということになるか。
- 総務部次長兼課税課長**（小川直克君）先ほど入湯税でお答えさせていただいた分については、2019年度、令和元年度について比べた。
- 1番**（村上祥平君）2017年、2018年のあたりからの上がり具合は、過去何年かからし

てみると大分上がってきている状況にあるかと思う。そこら辺は、過去、コロナ禍前の、2019年は少しずつ経済が上向き傾向になっていたときだと思うが、上がってきたときに比べると経済が平均的になっていたときと比べると、今の9割というのは、伊東市内の経済の中でいくと大分標準に近づいてきているかどうかを聞きたい。

○総務部次長兼課税課長（小川直克君）私のほうは入湯税の推移からしかお答えできないが、2018年と2019年を比べると、2018年のほうがやや数字的にはいい数字が出ている。ただ、平成のいわゆるバブル景気の頃にあったものから比べると、それが落ち着いて落ちてきて、近年であると、入湯税のベースで3億5,000万円前後ぐらいの数値に推移した。令和4年度の決算の調定の数字が2億9,600万円ほどであるので、令和元年と比べると86%か87%ぐらいの数字まで戻ってきており、それが令和5年の今現在であると、同月比較で90%超になっているという形で上向きはしている状況である。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○7番（田久保眞紀君）今回、市長の報酬引上げ案に関しては、私は議員の報酬引上げでも反対しているので、反対という立場で討論させていただく。

今回、質疑でも申し上げたが、市内経済の回復状況について、類似する観光地では、既にコロナ禍前の水準を大きく上回る数字を上げている地域があることに鑑みると、本市では十分な回復を果たしているとは言い難い状況であると思う。答申の中にも、経済状況を踏まえてタイミングを見るようにという文言があるので、そういった意味では、今の時期に市長の給与を引き上げることは適切ではないと判断する。市職員とは異なり、私どもは市民の負託を受けて、その負託に応える立場であるので、市民に対して一定の納得がいく状況まで市内経済が回復しないうちは時期尚早であると考えことから反対させていただく。

○委員長（佐藤 周君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第17号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第2、市議第18号 伊東市一般職の職員の給与に関する条例及び伊東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）特別職の給料改定については、これは報酬等審議会が開かれるということがあるので、いろいろな数字が出てくることもあると思うが、類似団体比較や市内経済情勢のほかには職務の重責だとか、様々な要素が検討される中で改定期も含めて改定を判断されることに対して、一般職に関しては、どうも人事院勧告が出ると自動的に改定しているように見えてしまう。ただ、実際には、その辺についても、各自治体ごとに個別の事情があるはずであるので、国家公務員を対象とした人事院勧告をそのまま準用することには疑問が残る。これは度々言ってきている。今回、人事院勧告が出たことで、本市だけではなくて、全国の地方自治体で同様の給与改定、条例改正が行われることになるのであろうから、現時点での比較はなかなか難しいところもあるかと思うが、今回の改定によって、例えばラスパイレス指数や類似団体比較等の数値については、どのような影響が出てくるかが考えられるか。

○職員課長（小澤 剛君）ラスパイレス指数については令和4年で100.6になっている。今回、給料表のほうで、国とほぼ同じような引上げを行うわけであるが、ラスパイレスは実際の配置によって計算されるものであることから、今のところ、私どもは若干下がるという試算をしている。全国で比較という形になってしまうと、我々独自の給料表を持っている関係で比較がなかなか難しいところがある。そういう中で、国と同じ給料表を持っているところはラスパイレスはそれほど変わらないという話だと思うが、我々のようなところはやり方によって落ちるという形になる。全国的なラスパイレス指数の平均ではないが、そのような傾向になると捉えている。

○6番（四宮和彦君）今、課長の答弁の中に独自の給料表を使っているという話があったが、給与改定のたびに聞いているような気もするが、まず、人事院勧告に合わせて給料改定を行うについては、国家公務員の行政職俸給表と本市の給料表の違いを解消していく方向に持っていくことが前提にならないと、先ほど言ったラスパイレスの問題であったりとか、類似団体との比較の問題でも乖離していく可能性がある。今回、給料表が一部改定になっているが、国家公務員行政職俸給表との関係でいった場合には近づいていく方向にあるのか。それとも、相変わらず全然違うものになってしまっているのか。その辺、いかがか。

○職員課長（小澤 剛君）委員が今おっしゃっているとおり、我々当局としては、国の給料表の導入をやっていきたいという考え、思いはある。この辺、労使との合意を取るように交渉を続けているわけであるが、そこが難航している部分があって、方向性としては、国の給料表の導

入に向けて今後も協議を進めていきたいと考えている。

○6番（四宮和彦君）その辺のところはあるだろうと思う。根本的に一気にどんと入れ替えてしまうという話ではなくて、級ごとに、例えば少しずつ段階的に変更していくということでやっていけば、一定の期間をかけて国の俸給表に近づけていくことは可能なのではないかと思う。

その辺は今のところはどうなのか。そういうことは段階的にやっていけるのか。

○職員課長（小澤 剛君）実際のところ独自の給料表を使っているということがあるので、この辺については、国の給料表に近いような形のものをつくっているが、微妙にずれがある。それを級ごとにとりか、いろいろな方法はあると思うが、その辺は今後検討させていただきながら早期の導入に向けて頑張っていきたいと思う。

○7番（田久保眞紀君）お尋ねするが、職員の給料に関しては、国も全体の報酬は引き上げられない中、引き上げられるところから引き上げていくという考えに準じれば、職員に関しては引き上げられるのであれば上げていくのがよいのではないかと思う。今、専門的な話であったので、市民の目から見たときに、職員の給料が上がることで市の全体の税収に対して負担にならないか、無理がないかという視点でしか市民としては見られないと思うが、その辺に関しては、市民の方への説明も含めて負担の範囲内というか、これであれば許容内であるということではいか。

○職員課長（小澤 剛君）税収の負担にならないかといえば、増額しているので税収の負担になることは事実である。そういう中でどのような影響額が出るかということであるが、今回の給料の改定で、給料は約2,140万円、期末手当で2,100万円、勤勉手当で2,150万円の増額という状況である。

○7番（田久保眞紀君）なかなかお答えしづらいのかなと思うが、本市の財政から見て、その程度の引上げであれば織り込んでも影響がないということで今回上がっていると見てよいか。

○職員課長（小澤 剛君）市の財政状況をいろいろ勘案した中での引上げ、給料表の改定となっているので、その辺はご理解いただきたいと考えている。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第18号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第3、市議第20号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）今回の条例改正の該当する世帯を考えたときに、妊婦だとかという話になるが、仕事や妊娠によって移動がある程度制約されたりだとか、そういう人たちが出てくると、平日の日中に市役所まで出向くのも難しいといった場合も決して少なくないだろうと思う。そうした世帯に対しては、例えば申請について郵送やウェブ申請みたいなものも可能となるようにする必要があるのではないかと思うが、その辺の対応は講じられるのか。

○市民部長（萩原智世子君）申請については、当然ながら保険年金課の窓口と出張所でもできるようなことをお願いする予定である。郵送についても受け付ける方向で考えている。ウェブ申請については、まだそうした基盤が整っていないが、導入できるようには検討していきたいと思っている。

○6番（四宮和彦君）分かった。郵送手続きができるということで、その辺はかなり助かるのではないか。ただ、我々も総務委員会でいろいろ視察に行ってきたところがあるが、行政に対する申請がスマホがあればLINEで全部できてしまうような自治体も今存在しているわけなので、市民サービスの観点から、こういったいろいろな申請が新たにつくられるときには、その辺のシステムとの整合性も取った上で、より簡便な形で申請ができるようなものを考えていただきたいと思う。結局、こういう制度ができたといっても、申請してくれなかったら元も子もないので、その辺のハードルをもっと下げる方法を考えていただきたいので、意見として申し上げておく。

○7番（田久保眞紀君）先ほど四宮委員から申請主義という話があったので、確認する。もちろん、後からでも申請できるので、制度上は問題ないかと思うが、いわゆるこういう制度があるとか、自分がその対象であることを市民が知る機会、広報については、どのような予定をされているのか確認してもよいか。

○市民部長（萩原智世子君）こちらが議決されたら、12月末にはホームページでお知らせすることを考えている。あとは母子手帳を交付する際にお知らせ文を、社会保険の方もいるが、お配りできるような体制は整えていく予定である。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第20号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第4、市認第38号 令和5年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、全般について行う。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）議場での重岡議員の質疑に対して、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分の大幅減額については、新型コロナ影響下にある年度の予算を基準として当初予算を過大に見積った結果であるような旨の答弁があったが、この減額補正をすると、これら給付費や支援金等の水準は令和2年度以前と同等の水準に戻る感じなのか。

○市民部長（萩原智世子君）納付金自体の正確な数字を資料として持っていないので、医療費としてお答えさせていただくと、令和2年度と令和4年度がほぼ同じような水準の医療費だったかと思う。令和3年度がやはり突出していた形かと思うので、取りあえず、同じようなレベルに1回戻って、この後、被保険者数は減るが、医療費単価自体は上がっている傾向があるので、微減という形になると思う。

○6番（四宮和彦君）もう1点聞きたいのは、人件費部分になる。一般昇給が減額されている一方で、パートタイム会計年度任用職員の手当が追加補正で目立つような気がしてしまう。その辺を考えたときに、業務量に対する職員数が足りていないのではないかという気がしないでもないが、大丈夫なのか。

○市民部長（萩原智世子君）今回の補正に関しては、国民健康保険事業特別会計の予算で健康推進課の保健師の予算も持っており、前年度末で1人急に退職された方がいたので、それに対して正規職員が減っているところがある。パートタイム会計年度任用職員については、その方の分を補填する形での雇用があったので、増えたという事情がある。

○6番（四宮和彦君）退職者が出たからパートタイム会計年度任用職員で補填したと言うが、正規の職員として補充しなくてよいのか。

○職員課長（小澤 剛君）人員配置の問題なので、私からお答えさせていただく。本来なら正規

職員をという形だが、採用試験が終わった後に退職者が出てきてしまった関係上、その分の補填の採用ができなかったので、やむなく会計年度任用職員のほうで対応させていただいた状況である。

- 6 番（四宮和彦君） そうだとすると、現状の体制は暫定的なものなのか。例えば、来年度に向けて採用試験をまたやってということだと、そこで正規の職員を補充する予定なのか。
- 職員課長（小澤 剛君） 前年度の欠員の分を考慮して採用の募集をかけているが、採用試験も、職種によってはなかなか集まらない職種もあるような状況である。今申し上げたとおり、基本的に欠員については補充する考えの下、採用試験をやっている状況である。
- 委員長（佐藤 周君） ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐藤 周君） 質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。
これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐藤 周君） 討論なしと認める。これをもって討論を終結する。
これより採決する。市議第 3 8 号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

- 委員長（佐藤 周君） 挙手全員である。よって、さよう決定した。

-
- 委員長（佐藤 周君） 日程第 5、市議第 3 9 号 令和 5 年度伊東市霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、全般について行う。発言を許す。

- 6 番（四宮和彦君） この債務負担行為に関しては、市議第 2 3 号に対応した債務負担行為だと思うが、令和 6 年度の指定管理料提案額の 5 年分、プラスアルファの限度額になっていたと思われる。単純にこの提案額を 5 倍したよりは若干多いので、要するにその辺のマーヅンを出すことになっているのだと思うが、限度額の積算というのはどういう感じでやっているのか。
- 財政課長（肥田光弘君） お答えする。積算については、基本的には人件費を毎年 1. 2%ほど増加するような形で積算しているので、前年よりは増加しているような状況となっている。
- 6 番（四宮和彦君） 霊園の管理運営について考えたときに、例えば熱海市の日金山霊園などの場合を考えると、熱海市と伊豆箱根鉄道という鉄道会社が共同で出資して公益財団法人を設立して、霊園経営を行っているわけだが、本市に置き換えた場合で言うと、例えば伊豆急行や東海自動車さんが本市とコラボして公益財団法人を設立して、霊園経営をするということに近い

のかと思う。

こうした例を考えると、霊園事業については様々な業種からの参入が可能なのではないかと
思うが、伊東市の場合だと公益財団法人伊東市振興公社1団体のみの運営がずっと続いてきて
いるし、そういう点で言うと、今回も申請自体はこの1件しかなかったというのは不自然な気
もする。この辺の応募資格の在り方とか公募の方法について制約が多過ぎる気がしないでもな
いが、事業者は本市が指定管理者を募集していることなどをどのようにして知るのか。

○**資産経営課長**（久津間知治君）お答えする。公募に対する周知については、市の掲示場での公
告及び市のホームページ、新聞掲載等により周知を図っている。

○**6番**（四宮和彦君）もう1点言うと、とにかく申請が1団体しかないというのは、特例でやっ
ているのと変わらなくなってしまうわけだから、指定管理者の根幹に関わる問題だと思う。例
えば、最終的に振興公社が選ばれることになったとしても、公募によって競争原理が働かない
と、指定管理料とか指定管理者が提供するサービスの質に関して影響が出ることも考えられる。
実際、今回、指定管理者の募集について見てみると、選定に当たって、評価点を見ても、複数
の申請があった場合には評価点数が若干高めに出ていると思う。1社のみ申請だと、明らか
に80点満点、800点満点の点数で、56点とか560点、7割ぐらいが限度になってしま
っているところがあるので、この辺は競争原理が働くように応募資格をもう少し緩和したり、
公募方法などについても見直すべきなのではないかと考えるが、1社しか団体が申請してこな
いことに関してどのように捉えているか。

○**資産経営課長**（久津間知治君）指定管理料については、長年、振興公社にやっていたいてい
るところだが、かなりぎりぎりのところで財政課も査定しているところである。新規参入は難
しいというところは感じている。

○**総務部長**（木村光男君）補足して、お答えする。今、委員の質疑としては、公募の方法を変え
て、広く新規参入が促せるような形で競争原理を働かせろという意見だと思うが、それに関し
てはごもっともな意見だと思っている。本会議場でも、基本的には指定管理の選定に当たって
は全部公募が原則ではないかと考えているので、今後、1社に限らず、ほかの企業が参入でき
る方法、もしくは他市町で霊園を指定管理している動きがあったときに、こういった形で公募
しているのか、そういったところは勉強させていただいて、検討していきたいと思っている。

○**6番**（四宮和彦君）今の総務部長のお答えで多少安心するところだが、結局、指定管理制度に
関して言うと、法律ができて以降に関しては、公の施設に関しては、選択肢自体が直営か指定
管理しかなくなったわけである。その際に、直営ではなくて指定管理にすることの意義は、民
間のノウハウなどを生かした上で、単純にコストダウンだけではなくて、きめ細かなサービス
の提供などをやっていかなければいけないわけだから、指定管理料をただ安く上げればいいと

いう話ではなくて、ちゃんと市民サービスの提供の質を高めるという意味合いも必要になってくるわけだから、ここで競争原理が働かないと、結局、その指定管理者だって業務内容について成長がないと思う。今までどおりやっていたらいいんでしょうという話になってしまう。そうすると、指定管理制度自体をやっている意味合いがどんどん形骸化していきかねないというところになると思う。今後、複数社でちゃんと応募が受けられるような体制をぜひ整えていただきたいので、よろしく願います。これは意見である。

○7番（田久保眞紀君）1点確認させていただきたい。積算の根拠が人件費の増加ということだったが、人件費は人数が増えたのか、それとも、1人当たりの報酬が増えたのか、そのあたりをもう少し詳しくお聞かせいただきたい。

○財政課長（肥田光弘君）霊園については、合葬墓の部分が增えたので、人数自体も増えている。それ以外については、基本的には定期昇給の部分を見据えて増やしている状況である。

○5番（杉本一彦君）今、四宮委員から指定管理について公募等で進めていく考え方の話があったが、現実的に私も長年、振興公社とお付き合いする中で、本市も分かっていると思う。結局、振興公社だって、今ある指定管理者は、いろいろ請け負ってやってくれているが、全てとは言わないが、複数の指定管理を請け負うことによって一つ一つの採算が合う。今回は霊園の話だが、霊園を単発で公募にして競争原理を働かす、サービスを向上させるとなると、当然、請負の金額の話になってくると思う。競争原理が働くということは、請け負う側にも多少魅力がないとそういったものはなかなか働かない。

だから、指定管理からすると、公募にしていききたいだけではなくて、積算の部分を考えていかなければいけないのと、今ある振興公社の実態をお願いする側の本市がもう1回把握することも大事だと思うが、そのあたりについてどうか。

○委員長（佐藤 周君）杉本委員、議場でも指定管理についての質疑をやったので、ここでは債務負担行為に関する質疑ということでお願いしたい。それを踏まえて、よろしいか。

○副市長（中村一人君）振興公社については、その設立の目的が、公の施設を管理するという目的をもって設立した団体である。その後、指定管理者制度ができたということで、公の施設の管理の在り方が変わってしまったという現状がある。

公社については、これまでも施設を一括管理することでメリットを発揮するとか、専門的な管理についても、例えば職員が勉強して資格をいろいろ取って、ノウハウや管理の知見を重ねてきたという実績は実績としてあるので、私どもも、ある程度、振興公社に任せて安心な部分があるので、振興公社の特例を適用してきたという経過がある。

ただ、本会議場で田久保委員からも話があったとおり、公の施設の管理そのものがまた新たな動きが出ている中で、その時代に合った管理の仕方があるかどうか、今後、その辺も含めて、

公の施設の在り方をまた考えながら、次の選定に向けてはいろいろ研究をさせていただきたい。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第39号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第6、市議第41号 令和5年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、全般について行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第41号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）10分間ほど休憩する。

午前10時59分休憩

午前11時 8分再開

○委員長（佐藤 周君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（佐藤 周君）当局から発言の申出があるので、これを許可する。

○**財政課長**（肥田光弘君）先ほど霊園の人件費の伸び率を1.2%と答えたが、正しくは総務部長が議場で答えた1.5%であり、訂正する。

○**委員長**（佐藤 周君）日程第7、市議第36号 令和5年度伊東市一般会計補正予算（第4号）所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を各款ごとに、次に歳入、その他の順で行う。

まず、歳出第1款議会費について質疑を行う。事項別明細書は13ページ及び14ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第2款総務費のうち第1項総務管理費第20目健康保養地づくり推進費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は13ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第3款民生費第1項社会福祉費第6目国民年金事務費について質疑を行う。事項別明細書は23ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第6目後期高齢者医療費第2項清掃費のうち第5目地域污水处理費を除く部分及び第3項環境保全費について質疑を行う。事項別明細書は31ページからになる。発言を許す。

○**6番**（四宮和彦君）環境保全費の環境施策・公害対策事業85万円、家庭用新エネ・省エネ機器導入支援事業費補助金について伺いたい。当初予算は300万円で、要綱によれば、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、リチウムイオン蓄電池システム、家庭用エネルギー管理システムに電気自動車加わって、これが補助対象になっていて、それぞれ4万円、1万円等、補助限度額が決まっている。もともとの当初予算300万円に対して85万円の追加補正があるということは、機器を導入する家庭が当初見込み以上に多かったのだと思うが、これら5項目の補助対象機器の申請件数の割合が分かれば答えてもらいたい。

○**環境課長**（佐藤文彦君）10月末の申請件数は、太陽光発電システムが22件、家庭用燃料電池システムがゼロ件、リチウムイオン蓄電池システムが28件、家庭用エネルギー管理システムが6件、電気自動車が12件である。

○**6番**（四宮和彦君）300万円の予算がなくなったのか、あるいは残額が少ないからここで補

正を組んでいると思うが、今回の85万円という追加補正分に関しては、何に対して何件分ぐらいを見込んだ金額か。

- 環境課長（佐藤文彦君）10月末現在の件数を報告したが、何に対して何件ということではなく、リチウムイオン蓄電池システムが28件と、当初14件の見込みが倍増という結果になり、今後も蓄電池システムは伸びるのではないかと考えて補正をお願いした。
- 6番（四宮和彦君）例えば蓄電池システムは太陽光発電システムとセットになると思うが、既に太陽光発電システムはつけていたが、追加で蓄電池システムをつける人もいれば、太陽光と同時につける人もいると思うが、22件の太陽光発電システムは蓄電池システムとセットになっているのか。
- 環境課長（佐藤文彦君）四宮委員の言うとおりの、買取り価格が毎年引き下げられていて、これまでは発電した電気を売っていたが、電気代も上がっているので、蓄電池システムを活用する方向だと認識している。22件については正確な数字は持っていないが、併用して申請してくる件数が多いと認識している。
- 6番（四宮和彦君）補助金の対象は、特に電気自動車の場合に当たると思うが、機器購入に対してのものでリースは対象外になるようだが、最近は自動車における個人リースも普及し、例えばリース期間が7年で残価設定がされて、リース終了後に車両を設定残価で買い取るケースもあるが、リース期間終了後に電気自動車の設定残価で購入した場合も補助対象になるのか。
- 環境課長（佐藤文彦君）リースは対象外である。新車のみである。
- 委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第9款消防費について質疑を行う。事項別明細書は49ページからになる。

- 6番（四宮和彦君）非常備消防費の680万8,000円について伺いたい。議場での重岡議員の質疑に対して、令和4年度末で67人分の退職報賞金という答弁があったが、消防団員の条例定数は506人とかで、実際には若干足りずに502人だと思う。現在17分団あり、1分団平均の団員数は約30人だと思うが、67人が退職したということは、分団が2つ丸々消えてなくなるような人数である。消防団員の補充はできているのか。令和5年度現在の消防団員数は何人か。
- 危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）消防団員数は12月1日現在で、条例定数506人に対して457人である。
- 6番（四宮和彦君）多少は補充できていたと思うが、令和4年度、前年の人数はたしか502人だと思うので、補充が十分できていない。分団でいうとどこが足りていないのか。

- 危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）四宮委員の言う502人というのは、令和2年度末の人数である。そこから少しずつ減っている。消防団は、基本的には新入団員が入る分が退団者となり、長い人が抜けていく形でやっているところがほとんどである。そこが完全にそういう形ではなく、新入団員が入ってこなくても抜けざるを得ない方がいるということで、徐々に減っている。今、条例定数の内訳として規則に定めているが、定数を満たしていない分団が、第4分団、第6分団、第7分団、第8分団、第9分団、第15分団、第16分団、第17分団である。
- 6番**（四宮和彦君）本会議場で、団員募集に関しては努力しているという話であったが、正直な話、足りていない。実際に消防団の活動に対して支障がないとは言えないと思うが、特に今挙がった分団で、早急に補充しなければいけないところ、優先順位としてはどこかあるのか。
- 危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）消防団の人数が欠けた場合に活動に影響が出るかについては、常備消防とは考え方が違うと思っている。非常備消防というのは、あくまでもそのときにいる人数でいる活動をして、常備消防のバックアップするのが消防団に課せられた使命だと思うので、30人が25人になってしまったからといって、すぐに補充が必要かということではないと思うが、当然消防団員が一人でも多いほうが、後方支援をする中では力になると思うので、今後も消防団員の確保には努めたい。
- 5番**（杉本一彦君）今、非常備消防の話があったが、規則、規定がある以上、その地域ではその分の団員数を集めるので、それが非常に負担になっていて、おっくうになっていて、消防団員を引いてしまっている人もいる。非常備消防については前々から本会議でも、全ての分団が同じ状況ではないので、方面隊ごとに状況も違う中で、各方面隊の編制の在り方。要するに、地区で人数を集めるだけではなく、その規則がなければ隣の区から隣の区に気兼ねなく応援に行ったりするのが当たり前のような状況になって、遠慮もなくなったりすることを考えると、これは十数年前から方面隊ごとの編制は言っている。今それがどういう状況になっているのか。これは退職報奨金を考えていく上でも非常に重要な話になると思うが、方面隊ごとの編制についてどう考えているか。
- 委員長**（佐藤 周君）杉本委員、退職報償金のところからだんだん議題から外れていると思うが、私の裁きが悪いので……。
- 危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）分団員の定数があって、消防団の団員の確保の仕方は地域ごとにいろいろあり、消防団だけで勧誘しているところもあれば、町内の役員と一緒に勧誘しているところもあり、町内、区のほうで協力してもらっているところからは、だんだんと確保が難しくなってきたという声は私どもにも届いている。
- そういった中で、規則で定められた人数にあまり固執せず、地域の負担が過度にならないよ

うに勧誘とかをお手伝いいただきたいということは、区にも、町内にも伝えている。実際の条例定数と活動している団員の数の乖離が大きくなりつつあるので、その辺は今後、条例定数の改正や、先ほど言った地域ごとの再編成、そういったところも区や消防団とよく相談しながら考えていきたい。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第14款予備費について質疑を行う。事項別明細書は61ページ及び62ページになる。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）議場での説明では、補正予算の財源調整のための減額という表現の仕方だった。その辺が微妙に理解しづらいところになる。例えば財源調整による減額というのは、不足する事業費の財源として充当することとは違うのか。

○財政課長（肥田光弘君）予備費の調整額については、補正予算の全体の中で数字を丸めるではないが、そういったときに使ったから、それで調整したので、財源調整という言葉を使った。

○6番（四宮和彦君）その辺が本当にいいのかという疑問もある。地方自治法第217条第2項では、「予備費は、議会の否決した費途に充てることができない。」という規定がある。これの解釈の仕方にもよるが、皆さんのことだから、伊東市議会が予算を否決することなどはないだろうという見込みの下にやっているのかもしれないが、例えばどこに予備費が使われたのかは、この条文からすると、要するに正しく使われているかどうかちゃんと明示されなければいけないはずだと思う。厳密に言えば何の費目に充当されたかということが明らかでないと、もしかしたら不適切なものに入れている可能性もあるのではないかという疑問が出てきかねない。252万2,000円は、どのように、どこに消えていったのかということについての説明がされないといけないのではないか。

○総務部長（木村光男君）補正予算の見かけ上、予備費が減額になっているので、これがよそに使われたように見えるかもしれないが、先ほど財政課長が申し上げたとおり、基本的には歳入歳出を同額にするための端数の調整部分であり、委員の指摘に関しては、こちらとしても承知しており、予備費を使わないのであれば、例えば財政調整基金の取崩しを端数まで全部出せばいいのではないかということだとは思いますが、その辺はこれまでのやり方とか、気持ちの問題とでも言おうか、そんな感じであり、最終的に決算においてはきちんと精査するし、予備費を使う場合には、きちんと予備費充用という形で、別の形で、これはこういう形に使うというのはやった上で議会に報告することになっている。

○6番（四宮和彦君）要するに入りと出の調整で、取りあえず帳尻を合わせるためにここでやっ

たという話だと思うが、ただ、予備費の本来の目的は、想定し得ない緊急事態があったときに、そこで市長の裁量において事業の費用を確保するために存在しているものだろうと思うので、本来、財源調整のために使われるとかという話ではないと思う。財源調整に関していえば、さんざん決算大綱質疑でもやったが、いわゆる財政調整基金がその目的である。そこの部分を考えたときに、このような予備費の調整の仕方は納得がいかない。そこのところはもう少し厳密さ、予算編成でもそうであるし、支出する場合でもそうであるが、最終的な年度の終了時、決算時にきちんとその辺は明確なものとするという話ではあると思うが、まさに決算時にきちんと監査が報告資料としてちゃんと出るぐらいの精密さをもって、この辺の予備費の調整については気を使っていたきたい。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。歳入は全般について行う。事項別明細書は5ページからになる。発言を許す。

○7番（田久保眞紀君）歳入の5ページの部分で、地方特例交付金で新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金について伺う。歳入のところで聞いたほうが分かりやすいので伺うが、これの使途や用途はキャッシュレス決済とか、そういったものの金額ではなくて何に充てたものになるのか。

○総務部次長兼課税課長（小川直克君）指摘の部分は、地方税法の関係で、このような目的で償却資産税の減額を行っている。これの財源補填という形の金額になる。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、債務負担行為の補正について質疑を行う。事項別明細書は68ページ及び69ページになる。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）まず、債務負担行為の補正で伊東市駐車場指定管理委託料という名称で出ている部分は、伊東市なぎさ観光駐車場、門脇駐車場、大川橋駐車場、伊東駅前駐車場の4つを合算したものとして限度額が設定されているのか。

○財政課長（肥田光弘君）委員おっしゃるとおりである。

○6番（四宮和彦君）1つは指定管理者が違う。本来、個別にちゃんと限度額が設定されるべきではないか。その辺は合算した表示でいいのか。

○財政課長（肥田光弘君）合算することについては特に問題はないと考えている。あくまで債務

負担行為については限度額を定めるものであるので、合算しても特に問題はないと考えている。

○6番（四宮和彦君）駐車場だから、駐車場というカテゴリーに一まとめにしたということだろうと思うが、合算しても問題ないと言ったら、債務負担行為という項目でこんな限度額で一括でいいということも可能なのかという話になりかねない。当然のことであるが、指定管理者が変わる部分に関しては別個に分けて限度額がきちんと設定されるべきと思うがいかがか。

○総務部長（木村光男君）委員指摘のとおり、この一覧表だけ見ると全部混ざっているのだから、分かりづらいということだと思われるが、ただ、ほかのシステムの使用料とか、そういったものは款項を飛び越えて一括して債務負担の調書として載せていたり、過去のやり方ではそのようにやっているということを理解いただきたい。あと、毎年、各委託料の費目に関しては事項別明細書で振り分けて表示させていただくので、その辺で金額を確認していただければと思っています。

○6番（四宮和彦君）その辺にしておくが、何かずさんな気がする。

次のページで、小学校空調設備設計業務委託料と中学校の業務委託料の2つの債務負担行為の補正であるが、私が9月定例会の決算大綱質疑で伺ったときには、総務部長が特別教室へのエアコン設備については早ければ12月補正で計上するような話をされた。だから、非常に期待していたが、予算には上がってきていなかったということで、債務負担行為のみだった。この辺でとどまったのは少々残念であるが、本年度中に設計業務に着手する必要があるから、ここで、今、債務負担行為をするということであるが、設計業務着手から空調設備設置工事完了までのスケジュールはどんな見込みで、ここで債務負担行為を設定しているのか。具体的には令和6年夏に間に合うかという話であるが、その辺はいかがか。

○教育委員会事務局教育部長（浜野義則君）特別教室のエアコン設置のスケジュールについて申し上げます。今回、補正を議決いただいて、1月に設計業務の入札を行って、2月に設計業者が決定する。設計業務の依頼を行うが、この設計業務は少し時間がかかることになっていて、7月か8月までかかることになっている。その後、入札の事務を執行して、夏に間に合わないということで、年度内の設置完了を見込んでいます。

○6番（四宮和彦君）その辺のことはあまり深くは聞かないが、極力前倒しでやらないと、最近では、夏が11月ぐらいまで続きそうな気配もあるからあれであるが、年度内にはではなくて、そのぐらいの期間でできるのであれば、もう少し前倒しできるような努力をしていただきたいということだけ申し上げておく。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、地方債の補正について質疑を行う。事項別明細書は70ページ及び71ページになる。
発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、繰越明許費について質疑を行う。事項別明細書は72ページ及び73ページになる。
発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○7番（田久保眞紀君）補正についてであるが、先ほど議案で、私は市長の給与の件で反対したが、補正に対しては賛成であるが、反対した部分に関しては慎重に審査をしていただきたいと思って、賛成であるが発言させていただく。

○委員長（佐藤 周君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第36号中、本委員会所管部分は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）以上をもって日程全部を終了した。

7番田久保委員は、市議第17号について少数意見を留保するか。

○7番（田久保眞紀君）留保する。

○委員長（佐藤 周君）委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

○委員長（佐藤 周君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○閉会日時 令和5年12月8日（金）午前11時35分（会議時間1時間26分）

以上の記録を認める。

令和5年12月8日

委員長 佐藤 周